

発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン Q&A

平成 24 年 8 月

(最終更新 令和 8 年 4 月)

林 野 庁

1. ガイドラインの趣旨

- 問 1-1. なぜ、木質バイオマスに関する FIT/FIP 制度では、木材やチップにかかる由来証明を行わなければならないのか。
- 問 1-2. ガイドラインに基づく証明がない木材を由来とする電気は、FIT/FIP 制度の対象にはならないのか。
- 問 1-3. 既存利用に影響を与えないよう適切に配慮とあるが、具体的にどう配慮するのか。
- 問 1-4. 「既存用途に影響を及ぼさないよう適切に配慮していく」とされているが、既存用途に対して影響があったかどうかは、どのような指標で国が判断するのか。
- 問 1-5. 今後、ガイドラインの運用にかかる実態をどのように把握し、また適正化を図っていくつもりか。

2. 対象バイオマス

【対象バイオマス区分、定義について】

- 問 2-1. 調達価格の各区分では具体的にどのような木質バイオマスが対象となっているのか。
- 問 2-2. このガイドラインは国産材、輸入材を問わず適用されるのか。

【間伐材等由来の木質バイオマスについて】

- 問 2-3. ガイドラインでの間伐材の定義における「うっ閉」の具体的な定義は何か。
- 問 2-4. 森林経営計画対象森林や保安林、国有林野の施業実施計画対象森林等から出材された木材由来の電気はどうして間伐材等由来の木質バイオマスの価格を適用するのか。
- 問 2-5. 作業道の支障木として伐採・搬出される木材は、どの価格を適用するのか。
- 問 2-6. 森林経営計画対象森林や保安林、国有林野施業実施計画対象森林から、道路工事、林道工事及び治山工事の支障木として伐採・搬出される木材は、どの価格を適用するのか。

【一般木質バイオマスについて】

- 問 2-7. 間伐材等由来のバイオマスの証明がなされた原木を製材した時に生じる製材等残材は、間伐材等由来のバイオマスとして扱われるのか。それとも一般木質バイオマスとして扱われるのか。

問2-8. 森林経営計画対象森林や保安林、国有林野施業実施計画対象森林から、病虫獣害被害木や災害被災木として伐採・搬出される木材は、どの価格を適用するのか。

問2-9. 森林経営計画対象森林や保安林、国有林の施業実施計画対象森林を転用して伐採・搬出される木材は、どの価格を適用するのか。

問2-10. グリーン購入法に基づく特定調達品目となっている「合板型枠」(※)は、型枠としての使用後に燃料として使用された場合は、どの価格区分が適用されるのか。

問2-11. グリーン購入法に基づいて、間伐材や合法性が証明された木材等を使用した合板型枠は、未利用木材の価格を適用すべきではないか。

【その他木質バイオマスについて】

問2-12. 半炭化ペレット(木質由来)、木の葉、木の根、草本は、本ガイドラインで木質バイオマスとして取り扱われるのか。

問2-13. 除染事業により生じた木材は、どの価格帯となるのか。

問2-14. 逆有償となっている産業廃棄物については、一般木質バイオマスとなるのか、それとも建設資材廃棄物となるのか。

3. 分別管理

問3-1. 分別管理は、具体的にどのようにすればよいのか。

問3-2. 自主行動規範の例にある事業者認定実施要領には、認定の要件として、「分別して保管することが可能な場所を有している」とされているが、素材生産業の場合は、通常丸太の分別管理場所を自社で所有していない場合が多い。その場合、事業者を認定することができないのか。

問3-3. 山元から発電所までの各段階において、入口で原料の量の比率を計り調達価格を算定できるクレジット方式を認めるべきではないか。

問3-4. 許可や届出等により立木の伐倒作業を行った者と当該木材や林地残材を運搬させる者が異なる場合には、どのように由来を証明すればよいのか。

4. 証明書

問4-1. 各区分における証明書の添付書類は具体的にどのようなものになるのか。

問4-2. 「証明書については、証明に必要な事項を納品書等に記載すること、又は証明に必要な事項が記載されている既存の書類の写しを納品書等に添付することをもって代えることができる」とあるが、具体的にはどのようにすればよいのか。

問4-3. 購入した製品について購入者自らが、それまでの証明の裏付けを行う必要があるのか。

問4-4. 林地開発許可を得て伐採する場合など、森林法による伐採造林届出書が不要な場合は、どのような書類が必要か。

問4-5. 原木市場では基本的に元々納品書を出荷者からもらっていない。市にかけるときに選別機にかけたり、検知したりして入荷量が初めてわかるのであって、数量について事前に書類をもらうことができない場合はどうすればよいのか。

問4-6. 証明書に記載する樹種について、複数の樹種が混在する場合は主な樹種を明記することでよいのか。

問4-7. 集成材工場において発生するバイオマスは、購入したラミナから発生したおが粉由来のバイオマスであり、山元の段階から、製材、加工に至るまでの間で、それぞれ間伐材由来か、一般木質バイオマス由来かの証明は不要と考える。建設資材廃棄物でない証明だけの手続きに簡素化してほしい。

【間伐材等由来の木質バイオマスについて】

問4-8. 森林経営計画を立てている森林において、計画に基づいて伐採された木材であることの証明を行う時は、どのような書類がいるのか。

問4-9. 保安林を伐採する場合に証明を行う時は、どのような書類がいるのか。

問4-10. 保安林であり、かつ森林経営計画対象森林である場合は、どちらの証明書を添付すればよいのか。

【一般木質バイオマスについて】

問4-11. 森林以外の伐採造林届出書等を必要としない立木の一般バイオマスであることの証明はどのようにするのか。

- 問 4-12. 住宅地の造成やダムの開発等の森林の転用に伴い伐採された木材を証明するには、具体的にどのような証明書を必要とし、どのような手続きが必要となるか。
- 問 4-13. 証明書に記載する「数量」は、具体的には重量を記載するのか。それとも体積を記載するのか。
- 問 4-14. 許可や届出等により立木の伐倒作業を行った者と当該木材や林地残材を運搬させる者が異なる場合には、どのように由来を証明すればよいのか。運搬事業者や集荷業者が、自ら証明書を作成することは可能か。
- 問 4-15. 輸入合板を基材として製造する化粧合板の工場の端材の証明はどのように行うのか。また、MDF やパーティクルボード等（国産品、輸入品）を基材とした化粧板の端材の場合はどうか。
- 問 4-16. シイタケ等の廃ホダ木や廃菌床の証明をどのように行うのか。
- 問 4-17. 輸入木質バイオマスの証明を行う場合、ガイドラインの中で、どの項目や様式を参照すれば良いか。
- 問 4-18. 一般木質バイオマスのうち、「輸入段階及びこれ以降の各段階における証明書」での持続可能性（合法性）の証明書類の添付はどのように行えば良いか。
- 問 4-19. バイオマス持続可能性ワーキンググループでまとめられた「輸入木質バイオマスの持続可能性の証明方法に係る確認項目及び参考基準」は、どのようなものか。
- 問 4-20. 森林認証制度に基づく由来証明について、クレジット方式やマスバランス方式によるものは利用可能か。
- 問 4-21. 輸入木質バイオマスを流通する場合、クリーンウッド法に基づく合法性の確認に関する情報をどのように伝達すれば良いか。
- 問 4-22. 国内木質バイオマスを伐採・加工・流通する場合、クリーンウッド法に基づく合法性の確認に関する情報をどのように伝達すれば良いか。
- 問 4-23. クリーンウッド法での第 1 種木材関連事業者は、素材生産販売事業者からバイオマス証明書（伐採段階）を入手（例：チップ製造者が素材生産者からバイオマス証明書を入手）しさえすれば、自動的に「合法性確認木材等」であると判断してよいか。

5. 団体認定及び自主行動規範

- 問5-1. 自主行動規範や、事業者認定実施要領等は、本ガイドラインのほか、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のガイドライン」や「間伐材チップの確認のためのガイドライン」と統合したものを団体で独自に作成することは可能か。
- 問5-2. どのような「団体」が事業者の認定を行うことができるのか。
- 問5-3. 「自主行動規範」には具体的にどのようなことを定めるのか。
- 問5-4. 団体はどのような情報を、どのように公表すればよいのか。
- 問5-5. 伐採、加工・流通を行わない森林所有者についても団体認定を受け、自主行動規範を作成する必要があるのか。
- 問5-6. 森林所有者は、自分で伐採した原木を販売するときに証明を行う場合、団体認定を取得し、自主行動規範を作成する必要があるか。
- 問5-7. 剪定枝を所有する農家や公園管理者、ダム流木を管理するダム管理者等は、団体認定を取得し、自ら自主行動規範を作成する必要があるのか。
- 問5-8. いかなる団体にも所属していない業者はどう対応すべきか。
- 問5-9. 発電事業者は団体認定や自主行動規範を作成する必要があるのか。
- 問5-10. 団体認定の単位は、工場単位か、それともいくつかの工場等を有する企業の本社が申請し、認定を取得することができるのか。
- 問5-11. 自主行動規範を作成する際には、必ず立入検査の項目は必要か。
- 問5-12. 自主行動規範に基づく、団体認定について、自主行動規範を作成した団体に所属していない事業者が、団体認定を受けることは可能か。
- 問5-13. 発電利用に供する木質バイオマスの証明を実施する体制には、既に存在する合法木材を認証する業界団体の体制を利用して効率的な体制で実施することはできないか。
- 問5-14. 合法木材事業者の認定団体が、発電利用に供する木質バイオマスの証明のための事業者の認定を行う場合に実施すべき事項はなにか。

問5-15. 合法木材認定供給事業者が発電利用に供する木質バイオマスの証明を行う場合に実施すべき事項はなにか。

問5-16. 剪定枝等の伐採を行う者（造園事業者等）は、証明書を発行する場合、事業者認定を受ける必要があるか。

問5-17. 新たに自主行動規範を公表して認定団体となった場合、林野庁への連絡は必要か。

6. 罰則、事業者の責任

問6-1. 仮にある業者が証明書を偽造した場合はどんな責任が発生するのか。

1. ガイドラインの趣旨

問 1-1. なぜ、木質バイオマスに関する FIT/FIP 制度では、木材やチップにかかる由来証明を行わなければならないのか。

(答)

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく経済産業省告示において、木質バイオマスについては、種類別に調達価格等が定められています。

この中で、木質バイオマス由来の電力に対する消費者の信頼確保などを図るためには、それぞれのバイオマスの種類別に適切な識別・確認を行う必要があります。このため、それぞれの木材やチップにかかる証明を行うに当たっての必要な事項等をガイドラインにより取りまとめています。

問 1-2. ガイドラインに基づく証明がない木材を由来とする電気は、FIT/FIP 制度の対象にはならないのか。

(答)

木質バイオマスについては、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス、建設資材廃棄物の調達価格等が設定されています。

ガイドラインに基づく証明がない木材由来の電気については、建設資材廃棄物の調達価格が適用されることとなります。

なお、いずれの燃料材を使用する場合でも、発電事業者が FIT/FIP 認定を受けた事業計画において、使用燃料として予め認められている必要があります。

問 1-3. 既存利用に影響を与えないよう適切に配慮とあるが、具体的にどう配慮するのか。

(答)

木質バイオマスの供給者は、本制度の開始により既存利用に影響を及ぼすことのないよう、適切に配慮することとし、既存利用者への供給を確保するように努めることが必要です。例えば、発電用として引き合いがあった場合、「既存用途で出荷していた分を回さない」、「既存用途での出荷を確保しつつ、チップの製造量を増やして発電用に出荷する」などの対応が必要です。

なお、発電施設の認定に当たっては、バイオマスを利用して発電事業を営む者による当該バイオマスの調達に著しい影響を及ぼすおそれがない方法であることが必要とされています。また、毎年度開催される調達価格算定委員会において既存産業の意見も反映されるよう配慮するとともに、定期的に林野庁と既存利用業界との情報交換の場を設け実態を把握すること等としています。

問 1-4. 「既存用途に影響を及ぼさないよう適切に配慮していく」とされているが、既存用途に対して影響があったかどうかは、どのような指標で国が判断するのか。

(答)

事業者へのヒアリング等を通じて、価格、取引量など取引実態にかかるデータを把握し、製品の需給を含めて総合的に判断していきたいと考えています。

問 1-5. 今後、ガイドラインの運用にかかる実態をどのように把握し、また適正化を図っていくつもりか。

(答)

林野庁と資源エネルギー庁等による現地調査により、認定団体や認定事業者の取組状況を把握するほか、認定団体による適切な運用が実施されるよう指導していく考えです。また、講習会等を開催するなど、適切な指導を実施していく考えです。

2. 対象バイオマス

【対象バイオマス区分、定義について】

問2-1. 調達価格の各区分では具体的にどのような木質バイオマスが対象となっているのか。

(答)

間伐等由来の木質バイオマスの区分には、間伐材のほか、森林経営計画対象森林や保安林、国有林野施業実施計画対象森林等から、森林に関する法令に基づき適切に設定された施業規範に従い伐採、生産された木材が対象となります。

一般木質バイオマスの区分には、輸入木質バイオマスや製材等残材などでガイドラインに基づく由来の証明が可能であり、間伐材等由来の木質バイオマスに区分されない木質バイオマスが対象となります。

建設資材廃棄物の区分には、建設資材廃棄物のほか、ガイドラインに基づいた由来の証明がなされていない木質バイオマスが対象となります。

問2-2. このガイドラインは国産材、輸入材を問わず適用されるのか。

(答)

本ガイドラインは、国産材、輸入材を問わずに適用されます。

【間伐材等由来の木質バイオマスについて】

問2-3. ガイドラインでの間伐材の定義における「うっ閉」の具体的な定義は何か。

(答)

樹冠疎密度（概ね 20 メートル平方の森林の区域に係る樹冠投影面積を当該区域の面積で除して算出された値）が 10 分の 8 以上となることをいいます。

問2-4. 森林経営計画対象森林や保安林、国有林野の施業実施計画対象森林等から出材された木材由来の電気はどうして間伐材等由来の木質バイオマスの価格を適用するのか。

(答)

これらの材を発電利用に供するに当たっては、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護等を通じて森林の公益的機能を確保するため、伐採面積の規模の縮小、立木材積の維持（伐採量の上限）、伐採時期の間隔の拡大、再造林の実施といった制度上の制約に従い木材生産を行うことが必要です。

このような森林管理に要するコストを勘案し、間伐材等由来の木質バイオマスの価格区分を適用しています。

問 2-5. 作業道の支障木として伐採・搬出される木材は、どの価格を適用するのか。

(答)

間伐等の森林施業と一体的に整備される作業道の支障木については、当該森林施業によって伐採、生産される木材と同じ取扱いとします。つまり、本ガイドラインに基づき「間伐材等由来の木質バイオマス」の由来となる施業等と一体的に整備される作業道の支障木であって、「間伐材等由来の木質バイオマス」として証明されたものは当該区分の価格が適用され、同様に「一般木質バイオマス」の由来となる森林施業等と一体的に整備される作業道にかかる支障木であって、「一般木質バイオマス」として証明されたものは当該区分の価格が適用されます。

なお、これらの価格の適用に当たっては、事後の伐採届等による証明が必要です。証明がなされていない場合は、建設資材廃棄物の価格が適用されます。

問 2-6. 森林経営計画対象森林や保安林、国有林野施業実施計画対象森林から、道路工事、林道工事及び治山工事の支障木として伐採・搬出される木材は、どの価格を適用するのか。

(答)

間伐等の森林施業と一体的に整備される作業道以外の道路工事に伴って発生する支障木や伐採・搬出経費が工事費の積算に含まれる林道工事及び治山工事の支障木は、施業規範に従って伐採、生産されているわけではなく、林道工事や治山工事の一環として行われているため、「一般木質バイオマス」として証明されたものは当該区分の価格が適用されます。

なお、この価格の適用に当たっては、伐採造林届出書等ガイドラインに基づく証明が必要です。ガイドラインに基づく証明がなされていない場合は、建設資材廃棄物の価格が適用されます。

【一般木質バイオマスについて】

問 2-7. 間伐材等由来のバイオマスの証明がなされた原木を製材した時に生じる製材等残材は、間伐材等由来のバイオマスとして扱われるのか。それとも一般木質バイオマスとして扱われるのか。

(答)

製材等残材は、間伐材等由来のバイオマスが原木であっても、一般木質バイオマスとして取り扱われます。

問 2 - 8. 森林経営計画対象森林や保安林、国有林野施業実施計画対象森林から、病虫獣害被害木や災害被災木として伐採・搬出される木材は、どの価格を適用するのか。

(答)

被害木、被災木について、森林施業の一環とし位置付けられる等施業規範等に従って伐採、生産されたものは、「間伐材等由来の木質バイオマス」として当該区分の価格が適用されます。

なお、これらの価格の適用に当たっては、森林経営計画認定書や伐採届出書等の写し、立木所有者と伐採を行う者との売買契約書等による証明が必要です。証明がなされていない場合は、建設資材廃棄物と同等の価格が適用されます。

問 2 - 9. 森林経営計画対象森林や保安林、国有林の施業実施計画対象森林を転用して伐採・搬出される木材は、どの価格を適用するのか。

(答)

「間伐材等由来の木質バイオマス」の価格が適用されるのは、伐採後の土地が引き続き森林であるものに限られています。

森林の転用に伴い伐採・搬出された木材は、「間伐材等由来の木質バイオマス」の価格は適用されず、森林法第 10 条の 2 第 1 項に規定する開発行為の許可書（以下「林地開発の許可書」）の写し等に基づく証明がなされる場合は「一般木質バイオマス」、証明のないものは建設資材廃棄物の価格が適用されます。

問 2 - 10. グリーン購入法に基づく特定調達品目となっている「合板型枠」(※)は、型枠としての使用後に燃料として使用された場合は、どの価格区分が適用されるのか。

※ 合板型枠とは、建物や構造物の工事において、コンクリートを目的とする形に形成させるため、コンクリート打ち込み時に合板を組んで型枠として使うもの。

(答)

グリーン購入法に基づいて、間伐材や合法性が証明された木材等を使用した合板型枠については、その旨について版面表示がなされていることから、版面表示を確認することで他の製品等との分別・管理が容易となります。

このため、特定調達品目となっている「合板型枠」については、分別管理の上で本ガイドラインに基づいた証明を行うとともに、使用していた者が廃棄物として排出したのではなく、有価で取引（地場における一般木質バイオマスの区分で使用される資材と同程度の価格であること等、客観的に見て当該取引に経済合理性があること）したことが伝票等で確認できれば、一般木質バイオマスの区分の価格が適用となります。

**問2-11. グリーン購入法に基づいて、間伐材や合法性が証明された木材等を使用した合板型
枠は、未利用木材の価格を適用すべきではないか。**

(答)

製材等残材の取扱と同様に、他への使用を目的として一度加工しているものは、一般木質バイオマスの区分として扱います。

【その他木質バイオマスについて】

問2-12. 半炭化ペレット（木質由来）、木の葉、木の根、草本は、本ガイドラインで木質バイオマスとして取り扱われるのか。

(答)

本ガイドラインでは、半炭化ペレット（木質由来）、木の葉、木の根は、木質バイオマスとして取り扱われます。他方、草本やヤシは、通常の森林施業での搬出が想定されず、木質でもないことから、木質バイオマスとしての取扱はされません。

問2-13. 除染事業により生じた木材は、どの価格帯となるのか。

(答)

除染事業で生じた木材であっても本ガイドラインに基づき「間伐材等由来の木質バイオマス」或いは「一般木質バイオマス」として証明されたものは、それぞれの区分の価格が適用されます。その他由来の証明がないものは、建設資材廃棄物の価格が適用されます。

問2-14. 逆有償となっている産業廃棄物については、一般木質バイオマスとなるのか、それとも建設資材廃棄物となるのか。

(答)

建設資材廃棄物とは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の第2条第2項に規定される建設資材廃棄物であり、これに該当すると自治体が判断したものについては、全て当該区分が適用されることとなり、建設資材廃棄物が再資源化される等して有価物として取引されたものであっても当該区分の価格が適用されます。建設資材廃棄物となるかどうかについては、自治体により判断されます。

この建設資材廃棄物に該当しないものであって、本ガイドラインに基づき由来の証明が可能なものについては一般木質バイオマスとしての価格が適用され、証明できないものについては、建設資材廃棄物の区分が適用されます。

3. 分別管理

問3-1. 分別管理は、具体的にどのようにすればよいのか。

(答)

入荷から出荷に至るまでの加工や保管の各段階において、異なる由来のバイオマスが混在しないよう、例えば、場所を区分して看板等を設けて表示する、木材に直接ペンキ等で表示するといった方法が考えられます。

問3-2. 自主行動規範の例にある事業者認定実施要領には、認定の要件として、「分別して保管することが可能な場所を有している」とされているが、素材生産業の場合は、通常丸太の分別管理場所を自社で所有していない場合が多い。その場合、事業者を認定することができないのか。

(答)

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請の際、分別管理及び書類管理方針書に「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスが混在のおそれがある場合には、保管場所は特定できないが伐採林地内等に土場を確保し、それぞれの木材が混在しないよう分別管理をする」旨を明記し、これが適当と認められれば、素材生産事業者が分別して保管する場所を有しない場合であっても、事業者認定は可能と考えます。

問3-3. 山元から発電所までの各段階において、入口で原料の量の比率を計り調達価格を算定できるクレジット方式を認めるべきではないか。

(答)

再生可能エネルギー電気のFIT/FIP制度においては、発電施設において、発電燃料として使用する各区分のバイオマスの比率を正確に算定できる管理体制を整備することが必要です。

他方、ある途中の段階でバイオマス比率を算定しても、運搬、加工等の過程において発電施設で使用するバイオマス比率と異なり得る可能性は否定できません。

また、合法性や間伐材証明の方式でも、最終段階以外ではクレジット方式は認められていませんので、本ガイドラインでも、同様に認められないこととしています。

なお、特定の木質チップ等のロットについて、間伐材等由来の木質バイオマスに係る証明書又は一般木質バイオマスに係る証明書等によりこれらの比率が証明され、かつ、他と混じらずに、全て一つの発電施設に出荷されることが明らかである等、発電施設におけるバイオマス比率を正確に算定できる場合にあつては、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びその他の木質バイオマスを、混合して取り扱うこととして差し支えない旨、ガイドラインに記載しています。

なお、これらについては、今後、ガイドラインの運用を踏まえつつ、更に取り扱を検討していきたいと考えています。

問3-4. 許可や届出等により立木の伐倒作業を行った者と当該木材や林地残材を運搬させる者が異なる場合には、どのように由来を証明すればよいのか。

(答)

立木の伐倒作業を行った者（森林所有者、素材生産業者等）が証明書を作成、交付することになります。運搬のみを実施する者は証明書を作成することができません。

4. 証明書

問4-1. 各区分における証明書の添付書類は具体的にどのようなものになるのか。

(答)

各区分において「証明の連鎖」の始まりとなる証明書の添付書類は、ガイドライン別表のとおりとし、具体的には、以下の表のとおりです。

<国内森林由来のバイオマス>

区分	民有林				国有林 国有林野 施業実施計画
	普通林		保安林		
	森林経営計画	それ以外	森林経営計画	それ以外	
間伐材(間伐材等由来のバイオマス証明)	森林経営計画認定書又は事後の伐採届出	伐採造林届出書及び適合通知書	保安林(保安施設地区)内間伐届出書又は森林経営計画認定書若しくは事後の伐採届出	保安林(保安施設地区)内間伐届出書	森林管理署等と素材生産事業者の売買契約書
治山事業(本数調整伐)(間伐材等由来のバイオマス証明)	—		事業の契約書		
除伐(間伐材等由来のバイオマス証明)	森林経営計画認定書	都道府県又は市町村の独自の証明書	都道府県若しくは市町村の独自の証明書又は森林経営計画認定書	都道府県又は市町村の独自の証明書	
除伐(一般木質バイオマス証明)	事業者等の独自の証明書				
主伐材(間伐材等由来のバイオマス証明)	森林経営計画認定書又は事後の伐採届出	—	保安林(保安施設地区)内立木伐採許可決定通知書又は森林経営計画認定書若しくは事後の伐採届出	保安林(保安施設地区)内立木伐採許可決定通知書、保安林内択伐届出書	
主伐材(主に森林以外に転用する場合)(一般木質バイオマス証明)	林地開発許可書(森林以外に転用)	伐採造林届出書及び適合通知書	保安林解除通知書		
支障木(森林作業道の開設に伴うもの)(間伐材等由来の木質バイオマス証明)	森林経営計画認定書又は事後の伐採届出	—	保安林(保安施設地区)内立木伐採許可決定通知書又は森林経営計画認定書若しくは事後の伐採届出	保安林内立木伐採届出書	
支障木(林道・治山事業)(一般木質バイオマス証明)	伐採造林届出書及び適合通知書		林道の場合は、森林作業道の場合と同様のもの 治山事業の場合は、森林所有者と国、県との売買契約書		
被害木・病害虫木(間伐材等由来の木質バイオマス証明)	森林経営計画認定書又は事後の伐採届出及び伐採にかかる契約書の写し等	—	保安林(保安施設地区)内立木伐採許可決定通知書、事前届出書又は森林経営計画認定書若しくは事後の伐採届出及び伐採にかかる契約書の写し等	保安林内立木伐採届出書及び伐採にかかる契約書の写し等	
被害木・病害虫木(一般木質バイオマス証明)	伐採届又は事業者等の独自の証明書		事業者等の独自の証明書		

<国内の森林以外由来の木材（一般木質バイオマス）>

ガイドライン別表第2表（2）に示す書類

<輸入材（一般木質バイオマス）>

ガイドライン別表第3表に示す書類

問4-2. 「証明書については、証明に必要な事項を納品書等に記載すること、又は証明に必要な事項が記載されている既存の書類の写しを納品書等に添付することをもって代えることができる」とあるが、具体的にはどのようにすればよいのか。

（答）

納品書には、出荷元、出荷先、樹種、品目、数量、年月日、住所等が記載されていることから、加工・流通段階においては、これに加えて、団体認定番号、販売する木材が間伐材等由来の木質バイオマスである旨、又は一般バイオマスである旨の記載を行うことで、証明書に代えることができます。

伐採段階においては、加工・流通段階での記載事項に加え、当該木材についての基礎的な情報を納品書に記入することで、証明書に代えることが可能です。なお、当該木材についての基礎的な情報に関しては、「伐採及び伐採後の造林届出書」等の写しを添付することでも証明が可能です。

問4-3. 購入した製品について購入者自らが、それまでの証明の裏付けを行う必要があるのか。

（答）

購入者は、購入先より交付された証明書の内容を確認するのみで構いません。

問４－４．林地開発許可を得て伐採する場合など、森林法による伐採造林届出書が不必要な場合は、どのような書類が必要か。

(答)

林地開発許可書、保安林内立木伐採許可決定通知書などにより証明が可能です。公的な証明書がない場合（被害木・病害虫木等）は、ガイドライン別表第1表・第2表のとおり、伐採者による独自の証明書等の「その他これに準ずる書類」が必要となります。

問４－５．原木市場では基本的に元々納品書を出荷者からもらっていない。市にかけるときに選別機にかけたり、検知したりして入荷量が初めてわかるのであって、数量について事前に書類をもらうことができない場合はどうすればよいのか。

(答)

原木市場への出荷者（素材生産業者）については、事前に確定した納品数量がわからない場合であっても、素材生産時に把握した数量を事業者名、団体認定番号等とともに証明書に記載することとし、証明書を原木市場に渡します。原木市場は、事業者名、認定番号等のほか、実際に売買された木材の数量等を記載した証明書を買受け者に対し発行し、木材の由来を証明します。

問４－６．証明書に記載する樹種について、複数の樹種が混在する場合は主な樹種を明記することによいか。

(答)

証明書には樹種毎に数量を記載する必要はなく、主な樹種のみ記載でも構いません。

問４－７．集成材工場において発生するバイオマスは、購入したラミナから発生したおが粉由来のバイオマスであり、山元の段階から、製材、加工に至るまでの間で、それぞれ間伐材由来か、一般木質バイオマス由来かの証明は不要と考える。建設資材廃棄物でない証明だけの手続きに簡素化してほしい。

(答)

集成材工場での加工に伴い発生するおが粉についても、製材等残材と同様の扱いになります。

したがって、発生したおが粉を一般木質バイオマスとして取り扱われるためには、集成材の原料について、間伐材等由来のバイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明される必要があります。

【間伐材等由来の木質バイオマスについて】

問 4－8. 森林経営計画を立てている森林において、計画に基づいて伐採された木材であることの証明を行う時は、どのような書類がいるのか。

(答)

森林経営計画の認定通知書の写しが必要です。

問 4－9. 保安林を伐採する場合に証明を行う時は、どのような書類がいるのか。

(答)

木質バイオマスの由来により必要な証明書が異なります。詳しくは問 4－1 の表中、「保安林」の欄を参照ください。

問 4－10. 保安林であり、かつ森林経営計画対象森林である場合は、どちらの証明書を添付すればよいのか。

(答)

どちらの証明書を添付しても構いません。

【一般木質バイオマスについて】

問 4－11. 森林以外の伐採造林届出書等を必要としない立木の一般木質バイオマスであることの証明はどのようにするのか。

(答)

屋敷林や果樹園など法令による伐採手続きの対象とならない立木については、その立木の所有者自ら作成する証明書に、由来に関する情報（所有者名、住所、物件名、当該バイオマスの発生場所、樹種、数量、建設資材廃棄物が全く混入していない旨を記述）を記載することにより、一般木質バイオマスであることの証明を行うことができます（証明書の例は、ガイドラインの別紙 2 例 1－2 を御覧ください。）。

なお、上記の証明書がない場合、建設資材廃棄物の価格が適用されます。

問 4－12. 住宅地の造成やダムの開発等の森林の転用に伴い伐採された木材を証明するには、具体的にどのような証明書を必要とし、どのような手続きが必要となるか。

(答)

住宅地造成やダム開発等の転用に係る立木の伐採についても、当該樹木が森林内にある場合は、森林関係法令上の手続きが適切になされていることを、証明する必要があります。具体的には、林地開発許可書等の写しを証明書に添付します（証明書の例はガイドラインの別紙 2 例 1－1

を御覧ください。)。法令による伐採手続きの対象とならない立木については、その立木の所有者が自ら作成する証明書に由来に関する情報（所有者名、住所、物件名、当該バイオマスの発生場所、樹種、数量、建設資材廃棄物が全く混入していない旨を記述）を記載することにより証明を行います（証明書の例は、ガイドラインの別紙2 例1-2を御覧ください。）。いずれの場合も一般木質バイオマスであることの証明となります。

なお、上記の証明書がない場合、建設資材廃棄物の価格が適用されます。

問4-13. 証明書に記載する「数量」は、具体的には重量を記載するのか。それとも体積を記載するのか。

(答)

発電施設との間でのチップ等の取引は、体積ではなく重量で行われることが想定されます。実重量は、水分の多寡によって変わり、山元から発電施設に至るトレーサビリティには不向きであることから、できるだけ乾燥重量の記載をお願いします。

ただし、実際の途中段階での取引では、実重量で取引されることも想定され、実重量の記載でも構わないこととします。その場合、可能な限り、含水率や比重などのデータも記載してください。含水率については、湿潤基準（水の重量を水と固体の重量で除したもの）か、乾量基準（水の重量を固体の重量で除したもの）かを明記してください。

なお、市場や製材工場等での原木の取引については、重量による記載によらず、体積での記載でも構わないものとします。

問4-14. 許可や届出等により立木の伐倒作業を行った者と当該木材や林地残材を運搬させる者が異なる場合には、どのように由来を証明すればよいのか。運搬事業者や集荷業者が、自ら証明書を作成することは可能か。

(答)

証明書を作成する者については、伐採段階では素材生産事業者、加工・流通段階では製材工場やチップ工場、市場等となります。

運搬事業者や集荷事業者が証明書を作成することは想定されません。

問4-15. 輸入合板を基材として製造する化粧合板の工場の端材の証明はどのように行うのか。また、MDFやパーティクルボード等（国産品、輸入品）を基材とした化粧板の端材の場合はどうか。

(答)

輸入合板、MDF、パーティクルボード等を基材とした化粧合板の端材についても、製材等残材と同様に、伐採段階もしくは輸入段階からの証明が可能であれば一般木質バイオマスの区分となります。

問 4-16. シイタケ等の廃ホダ木や廃菌床の証明をどのように行うのか。

(答)

シイタケの廃ホダ木や廃菌床については、製材等残材と同様に、伐採段階もしくは輸入段階からの証明が可能であれば一般木質バイオマスの区分となります。

問 4-17. 輸入木質バイオマスの証明を行う場合、ガイドラインの中で、どの項目や様式を参照すれば良いか。

(答)

ガイドラインの以下を参照してください。

- ・本文 3 (2) 一般木質バイオマスの証明 (特に、①イ 輸入段階、①ウ 製材等の段階、①エ 加工・流通段階、②証明書の記載事項)
- ・別表第 3 表 輸入段階における持続可能性 (合法性) を証明するために添付を要する書類
- ・別紙 2 一般木質バイオマスの証明書の記載事項例 (特に、例 2-1 輸入段階 (森林認証制度) の場合、例 2-2 輸入段階 (個別企業等の独自の取組) の場合、例 3 製材等の段階の場合、例 4-1 加工・流通段階の場合、例 4-2 加工・流通段階 (納品書を活用した証明書) の場合)

問 4-18. 一般木質バイオマスのうち、「輸入段階及びこれ以降の各段階における証明書」での持続可能性 (合法性) の証明書類の添付はどのように行えば良いか。

(答)

ガイドライン別表第 3 表 (1) 森林認証制度に基づき由来を証明する場合には、国内で流通を行う各事業者が CoC 認証を取得し、当該認証材である旨の証明書を添付します。

別表第 3 表 (2) 個別企業等の独自の取組により由来を証明する場合 (及び FSC の管理木材の場合) には、輸入事業者は、自身の取得した認証材等である旨の証明書を添付しますが、それ以降の各段階の事業者は、輸入事業者の添付書類の写しを添付します。

問4-19. バイオマス持続可能性ワーキンググループでまとめられた「輸入木質バイオマスの持続可能性の証明方法に係る確認項目及び参考基準」は、どのようなものか。

(答)

輸入木質バイオマスについては様々な証明方法が利用されているところ、事業者に一定水準の取組を促す観点から、2025年度のワーキンググループにおいて、「輸入木質バイオマスの持続可能性の証明方法に係る確認項目と参考基準」が推奨事項として、以下のとおり、まとめられました。証明に当たっては、ガイドライン別表第3表で示した確認項目があることが必要ですが、各項目の内容については、これらを参考にしてください。

	想定される確認事項	参考基準
環境	土地利用への配慮	炭素ストックや生物多様性への影響に留意し、原則として、森林が他用途に転換されないこと、及び一定時期以降に原生林等の保護価値の高い土地が植林地に転換されないこと。 土壌の過剰な浸食や流出を回避し、土壌の質や環境的な価値を保護・管理するための計画が策定され、実施されるものとする。
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	中長期的に炭素ストックを維持又は増加させるための計画や、森林施業等に伴う温室効果ガス等の排出、水質等への影響を回避・管理するための計画が策定され、実施されるものとする。
	生物多様性の保全	希少種や絶滅危惧種の生息地など高い保護価値を有する地域を特定し、これらを保護・管理するための計画が策定され、実施されるものとする。
社会・労働	土地使用権の確保	事業者が事業実施に必要な土地使用権を確保していることが証明されること。
	児童労働・強制労働の排除	児童労働及び強制労働がないことが証明されること。
	業務上の健康安全の確保	労働者の健康と安全が確保されること。
	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。
ガバナンス	法令遵守（日本国内以外）	原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。
	情報公開	認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。
	認証の更新・取消	認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。
サプライチェーン上の分別管理の担保	発電事業者が使用する燃料が、サプライチェーン上において認証スキームに基づかない燃料と混合することなく分別管理されていること。	
認証における第三者性の担保		認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性が担保されること。 認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること。

問 4-20. 森林認証制度に基づく由来証明について、クレジット方式やマスバランス方式によるものは利用可能か。

(答)

森林認証制度に基づくマスバランス方式で管理された木材は由来証明を行って差し支えありません。

問 4-21. 輸入木質バイオマスを流通する場合、クリーンウッド法に基づく合法性の確認に関する情報をどのように伝達すれば良いか。

(答)

FIT/FIP 発電事業者が輸入木質バイオマスを燃料とする場合は、クリーンウッド法に基づく合法性確認木材等である燃料を調達・使用する必要があると事業計画策定ガイドラインに定められています。

そのため、FIT/FIP 向け輸入木質バイオマス燃料の供給を行う事業者は、(クリーンウッド法における役割に関わらず) 合法性確認木材である旨等の情報を伝達することが望まれます。

具体的には、ガイドラインの別紙 2 (一般木質バイオマスの証明書の記載事項) の例 2-1 (輸入段階 (森林認証制度) の場合)、例 2-2 (輸入段階 (個別企業等の独自の取組) の場合) のとおり、バイオマス証明書にクリーンウッド法関連情報 (①原材料情報、②合法性確認結果) を記載して、次の事業者に伝達してください。

例 3-1 (製材等の段階の場合)、例 4-1、4-2 (加工・流通段階の場合) であっても輸入木質バイオマスの場合は、合法性確認結果を記載してください。

※クリーンウッド法における第一種事業者は①及び②について記載します。第二種事業者は②についてのみ記載してください。

問 4-22. 国内木質バイオマスを伐採・加工・流通する場合、クリーンウッド法に基づく合法性の確認に関する情報をどのように伝達すれば良いか。

(答)

事業計画策定ガイドラインにおいては、FIT/FIP 事業者が国内木質バイオマスを燃料とする場合のクリーンウッド法関連の規定はありません。したがって、他の木材と同様にクリーンウッド法に基づき義務や努力義務を履行します。

燃料供給事業者は、バイオマス証明書に、問 4-21 のクリーンウッド法関連情報を追記することにより、両情報を次の事業者と一緒に伝達することも可能です。

バイオマス証明書での対応例は以下のとおりです。

(1) 証明書（伐採段階） クリーンウッド法で素材生産販売事業者の場合

伐採事業者は、クリーンウッド法では「素材生産販売事業者」に位置づけられ、原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）提供の義務がかかります。伐採段階の証明書には、添付書類として原材料情報（証明書）に該当する伐採造林届出書の写しが含まれているなど、当該情報が全て掲載されているため、追加的に情報を追記する必要はありません。

(2) 証明書（加工・流通段階） クリーンウッド法で第 1 種事業者の場合

伐採段階の証明書を受け取る者は、クリーンウッド法では「第 1 種事業者」に位置づけられ、原材料情報収集・合法性確認・記録保存・伝達の義務がかかります。そのため、加工・流通段階の証明書に、クリーンウッド法の義務事項（①原材料情報、②合法性確認結果）を追記して、伝達することが可能です。

(3) 証明書（加工・流通段階） クリーンウッド法で第 2 種事業者の場合

加工流通段階の証明書を受け取る者は、クリーンウッド法では「第 2 種事業者」に位置づけられ、情報の受取・記録保存・伝達は努力義務となります。そのため、加工・流通段階の証明書に、クリーンウッド法の努力義務事項（②合法性確認結果）を追記して、伝達することが可能です。

問 4-23. クリーンウッド法での第 1 種木材関連事業者は、素材生産販売事業者からバイオマス証明書（伐採段階）を入手（例：チップ製造者が素材生産者からバイオマス証明書を手）しさえすれば、自動的に「合法性確認木材等」と判断してよいか。

(答)

第 1 種木材関連事業者は、原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）等を踏まえて、合法性確認木材等であるか否かを判断して下さい。

バイオマス証明書（伐採段階）には、樹種・伐採地域の情報が記載されていますが、原材料情報（証明書）は記載されていないため、自動的に「合法性確認木材等」と判断することはできません。

なお、バイオマス証明書（伐採段階）の添付書類（伐採造林届出書の写し等）は、原材料情報（証明書）に該当する場合があります。

5. 団体認定及び自主行動規範

問5-1. 自主行動規範や、事業者認定実施要領等は、本ガイドラインのほか、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のガイドライン」や「間伐材チップの確認のためのガイドライン」と統合したものを団体で独自に作成することは可能か。

(答)

それぞれのガイドラインを踏まえて必要な事項が記載されたものであれば、統合したものを作成しても差し支えありません。

問5-2. どのような「団体」が事業者の認定を行うことができるのか。

(答)

以下の要件を満たし、そのことを資料等により説明できる団体を考えています。

- ・ 定款、会則等を有すること。
- ・ 団体の意志決定の場（総会等）が確保され業務執行体制が確立していること。
- ・ 事務局に責任ある職員が配置され業務執行体制が確立していること。
- ・ 経理を行い、会計監査も行われていること
- ・ 継続して活動を行う見込みのある団体であること。
- ・ 認定を行おうとする（業種）に関する知見を有していること。

問5-3. 「自主行動規範」には具体的にどのようなことを定めるのか。

(答)

自主行動規範には、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの分別管理や書類管理の方針、本ガイドライン及び自主行動規範に基づく取り組みが適切である旨の認定を行う仕組み（例えば、分別管理体制や文書管理体制の審査・認定、実績の報告・公表、立入検査、認定の取消し等）を具体的に定めることとしています。

ガイドラインの別紙3では、自主行動規範の例を示していますので、御参照ください。

問5-4. 団体はどのような情報を、どのように公表すればよいのか。

(答)

公表すべき情報としては以下のものが挙げられます。また、公表は、木質バイオマス由来の電力に対する消費者からの信頼性を確保するために、ホームページ等において行ってください。

- ・自主行動規範（認定に係る要領を含む）
- ・認定を受けた事業者名
- ・認定を取り消された事業者名
- ・事業者毎の間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取扱実績
- ・その他、当該団体が公開すべきと認める事項

問5-5. 伐採、加工・流通を行わない森林所有者についても団体認定を受け、自主行動規範を作成する必要があるのか。

(答)

木質バイオマスの伐採、加工・流通を行わない森林所有者が自主行動規範を作成し、業界団体からの認定を受ける必要はありません。

問5-6. 森林所有者は、自分で伐採した原木を販売するときに証明を行う場合、団体認定を取得し、自主行動規範を作成する必要があるか。

(答)

森林所有者は、自分で伐採した原木を販売する場合でも、立木の伐採、玉切り、はい積み、運搬等の各段階において、本ガイドラインに基づく分別管理を行う必要があります。

このため、一般の素材生産業者と同様に業界団体からの認定を取得するか、自ら自主行動規範を定めることが必要です。

なお、自ら独自の自主行動規範を定めて証明を行う場合は、団体による立入検査等に変更、第三者の監査を受けるなど、団体等の認定を得て事業者が行う証明方法と同等のレベルで信頼性が確保されるよう取り組む必要があります。

問5-7. 剪定枝を所有する農家や公園管理者、ダム流木を管理するダム管理者等は、団体認定を取得し、自ら自主行動規範を作成する必要があるのか。

(答)

剪定枝所有農家等は、ガイドライン別表第2表（2）のとおり、「森林外の木材のみを伐採し、一般木材バイオマスとして販売する事業のみを行う事業者」にあたる場合は、事業者認定を受け、自主行動規範を作成する必要はありません。

問5-8. いかなる団体にも所属していない業者はどう対応すべきか。

(答)

対応方法として、①業界団体に所属し事業者認定を受けること、②オープンな形で事業者からの申請を受け、審査し、認定している機関を活用していただくことが考えられます。

また、独自に自主行動規範を定め、これに基づき証明を行うことも可能です。この場合には、団体等による立入検査が行われないことから、第三者による監査を受けるなど、団体等の認定を受ける場合と同等の信頼性を確保することが必要となります。

問5-9. 発電事業者は団体認定や自主行動規範を作成する必要があるのか。

(答)

必要ありません。

ただし、発電事業者が由来証明のある間伐材等由来の木質バイオマスもしくは一般木質バイオマスを別の発電業者に販売等をする場合は、事業者認定を受ける必要があります。

問5-10. 団体認定の単位は、工場単位か、それともいくつかの工場等を有する企業の本社が申請し、認定を取得することができるのか。

(答)

事業者認定の際に重要なポイントは分別管理の体制となりますが、分別管理はそれぞれの生産現場である工場等において異なるもの（敷地面積、工場のレイアウト、業務内容等が異なる）と考えられます。

したがって、事業者認定の審査は、基本的には工場毎に行われるべきものと考えます。なお、認定の申請については、認定する側の体制が整っていて、認定を受けようとする工場の本社が分別管理、書類管理体制を統一的に整備しているなどの場合、本社が数工場分をまとめて申請し、審査を受けるということはあると考えます。

なお、認定は事業所・業種ごとに行われ、原則として、分別管理の単位ごとに、それぞれ別の団体認定番号が付されることになります。

問5-11. 自主行動規範を作成する際には、必ず立入検査の項目は必要か。

(答)

木質バイオマス由来の電力に対する消費者の信頼性を確保するために不可欠な項目です。

問5-12. 自主行動規範に基づく、団体認定について、自主行動規範を作成した団体に所属していない事業者が、団体認定を受けることは可能か。

(答)

可能です。ただし、実際に団体に所属していない事業者を認定するかどうかは、各団体の判断となります。

問5-13. 発電利用に供する木質バイオマスの証明を実施する体制には、既に存在する合法木材を認証する業界団体の体制を利用して効率的な体制で実施することはできないか。

(答)

証明を実施する体制については、既存の体制を生かし、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」における自主行動規範と「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」における自主行動規範を統合して一つの自主行動規範を作成するなど、効率的に実施することが可能です。

問5-14. 合法木材事業者の認定団体が、発電利用に供する木質バイオマスの証明のための事業者の認定を行う場合に実施すべき事項はなにか。

(答)

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」における証明の体制を整備している団体であっても、同ガイドラインに基づく自主行動規範とは別の新たな自主行動規範に基づく団体認定を実施することになります。

ただし、この場合、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」と「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の両方に基づき、新たに統合して作成した自主行動規範に基づく団体認定を実施することが可能です。

問5-15. 合法木材認定供給事業者が発電利用に供する木質バイオマスの証明を行う場合に実施すべき事項はなにか。

(答)

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」における団体認定を受けている木質バイオマス供給事業者であっても、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づいた新たな団体認定を受けるか、自ら独自の自主行動規範を定めて証明を行うなど、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に沿った証明を行うことが必要です。

問5-16. 剪定枝等の伐採を行う者（造園事業者等）は、証明書を発行する場合、事業者認定を受ける必要があるか。

（答）

造園事業者等が、剪定枝等の集荷・加工を行う際に、①一般木質バイオマスの剪定枝等と②それ以外の価格区分の木質バイオマスを混入する可能性がある場合は、適切な分別管理を担保するため、事業者認定を受ける必要があります。

ただし、①と②が混入しない場合（例：①のみを扱い、伐採地からチップ工場へ直送する場合）には、事業者認定を受ける必要はありません。

なお、GHG 関連情報を扱う場合は、いずれの場合であっても事業者認定を受ける必要があります。

問5-17. 新たに自主行動規範を公表して認定団体となった場合、林野庁への連絡は必要か。

（答）

林野庁から認定団体に対して、随時、ガイドラインに係る最新情報を周知しています。このため、新たに自主行動規範を公表して認定団体となった場合には、林野庁木材利用課木質バイオマス推進班にご連絡ください。

6. 罰則、事業者の責任

問6-1. 仮にある業者が証明書を偽造した場合はどんな責任が発生するのか。

(答)

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」には、当該行為についての罰則規定はありません。

発電利用に供する木質バイオマスの供給段階において、事業者が書類を偽造した場合は、刑法、不正競争防止法に基づく刑事責任や民法等に基づく民事責任が発生する可能性があります。

また、団体認定を受けた事業者が証明書の偽造を行い、団体が悪質と判断した場合は、団体認定の取消しや、団体のホームページ等において社名を公表することもあり得ます。